

さいたま市告示第725号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市子ども事務包括業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和7年4月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市子ども事務包括業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21外

(3) 業務概要

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い生じた業務及び既存の子ども関係事務の書類精査、データ入力、印刷、封入封緘等の業務

(4) 履行期間

令和7年8月1日から令和10年7月31日まで

(5) 予算の上限額（消費税及び地方消費税額を含む。）

令和7年度 107,546,000円

令和8年度から令和10年度 386,162,000円

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に業種区分「電算」又は「催物、映画、広告、その他の業務」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。

(6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあつては、

その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加しないこと。

(7) 令和元年度以降に、人口30万人以上の市又は特別区から同種の業務委託の受注を受け、円滑に実施した実績を有する者であること。

(8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p120861.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和7年5月19日（月）まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書（様式1）

イ 業務経歴書（令和元年度以降に人口30万人以上の市又は特別区から受注した同種の業務の一覧を作成し、契約書の主要部分（件名、期間、金額、相手方等）の写しを添付したもの）

ウ 会社概要（名称、代表者名、設立年月日、沿革、資本金、従業員、本店支店の所在地、業務内容等がわかるもの）

(2) 受付期間

本招請日から令和7年5月19日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子育て未来部幼児政策課
担当 幼稚園係 電話 048（829）1885

(4) 提出方法

持参のみ

(5) 参加資格確認の通知

参加資格確認後、参加資格の確認通知を令和7年5月22日付で郵送するものとする。

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和7年5月9日（金）午後4時まで

(2) 受付方法

電子メールで受け付ける。

メールアドレス yojiseisaku@city.saitama.lg.jp

(3) 質問に対する回答予定日

令和7年5月15日(木)までに行う

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p120861.html>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 正本1部、副本8部

イ 見積書

(2) 受付期間

令和7年5月22日(木)から令和7年5月28日(水)まで

(休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 受付場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参のみ

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

7 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、さいたま市子ども事務包括業務受託事業者選定委員会において、企画提案書及び関係書類、事業者によるプレゼンテーションをもとに審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

(1) 最優秀提案者特定の日(の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) 本企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所2階

さいたま市子ども未来局子育て未来部幼児政策課

電 話 048(829)1885

FAX 048(829)2516